

返戻金制度に関する事項

【返戻金制度の有無】

制度あり

【適用の期間・料率等】

個々の契約書にて定める

【契約書記載例】

第5条（人材紹介料の返還）

採用決定者が自己の責により解雇されるか、又は自己都合により退職した場合、乙は採用決定者の退職した月の翌月末日までに、次の通りの人材紹介料を甲指定銀行口座へ現金振込にて返金するものとする。なお、振込手数料は乙の負担とする。

入社後1ヶ月以内に退職：人材紹介料の100%

入社後2ヶ月以内に退職：人材紹介料の50%

入社後3ヶ月以内に退職：人材紹介料の20%

但し、甲の責による退職、解雇の場合は本項を適用しないものとする。

※全ての契約で統一規定ではありません